



福岡医発第 494 号（地）
令和 3 年 5 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにつきましては、令和 3 年 4 月 9 日付（福岡医発第124号（地））文書にて第20報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取り扱いに関する第21報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院における医師が、自施設の入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる旨が示されております。ただし、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 介護保険最新情報vol. 976

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）

（令 3. 5. 6 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会 長 島田昇二郎

(介 27)
令和 3 年 5 月 10 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準
等の臨時的な取扱いについて（第21報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いに関しましては、令和3年4月6日付（介5）文書にて第20
報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該
臨時的な取り扱いに関する第21報が発出されましたのでご連絡申し上げ
ます。

今般の事務連絡では、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護
医療院における医師が、自施設の入所者へのサービス提供に差し支えない
範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナワクチンの接種に協力す
る場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる旨が示されてお
ります。ただし、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障
がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこととされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市
区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し
上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.976

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第 21 報）

（令 3.5.6 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援、認知症施策・地域介
護推進課、老人保健課）

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サ
ービス事業所の人員基準等の臨時的な取
扱いについて（第21報）

計2枚（本紙を除く）

Vol.976

令和3年5月6日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 6 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第21報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところ です。

本日、「新型コロナウイルス感染症に 係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）」を送付し、令和3年5月6日より適用することとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院における医師が、自治体の依頼を受け自治体が準備する接種会場等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、人員配置基準の取扱いはどのようなになるのか。

(答)

介護老人保健施設の医師が、自施設の入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる。ただし、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこと。

なお、介護療養型医療施設及び介護医療院の医師についても同様の対応を行って差し支えないこと。